

## ○仙北市看護師等修学資金貸与条例

令和7年3月19日条例第2号

### 仙北市看護師等修学資金貸与条例

#### (目的)

第1条 この条例は、市長が定める医療機関（以下「指定医療機関」という。）において看護師等の業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で修学資金を貸与し、これらの者の修学を容易にすることにより、仙北市における看護師等の充実に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師等 看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は臨床工学技士をいう。
- (2) 養成機関 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）又は臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）に規定する学校、養成所又は大学をいう。
- (3) 指定医療機関 市立田沢湖病院、市立角館総合病院、仙北市国民健康保険神代診療所、仙北市西明寺診療所又は仙北市桧木内診療所をいう。

#### (貸与の対象者)

第3条 看護師等の修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 養成機関に在学する者（当該養成機関に入学する手続を終えた者を含む。）であること。
- (2) 将来指定医療機関において看護師等の業務に従事しようとする意志を有する者であること。
- (3) 仙北市以外の団体が運営する修学資金又は奨学資金の貸与を現に受けていない者で、将来も受ける予定がない者であること。

#### (修学資金の金額等)

第4条 修学資金の金額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護師 月額5万円
- (2) 助産師 月額5万円
- (3) 薬剤師 月額6万円
- (4) 診療放射線技師 月額5万円

- (5) 臨床検査技師 月額5万円
- (6) 理学療法士 月額5万円
- (7) 作業療法士 月額5万円
- (8) 臨床工学技士 月額5万円

2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受ける者の養成機関に入学した日の属する月の修学資金の月額は、同項に規定する額に10万円を加算した額とする。

3 修学資金は無利子とする。

(修学資金の貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間は、その養成機関における最短修学年限とする。

(貸与の申請)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を定めて、市長に申請しなければならない。

(貸与の契約)

第7条 市長は、第3条に規定する者の申請に基づき、審査のうえ契約により、その者に修学資金を貸与することができる。

(貸与契約の解除等)

第8条 市長は、修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、事由が発生した日の属する月の翌月以降の修学資金の貸与を取り消し、当該貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 市長は、修学生が養成機関を休学又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から当該事由が消滅した日の属する月の分までの修学資金の貸与を行わないものとする。

3 前項の場合において、既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与したものとみなす。

(修学資金の償還)

第9条 修学生は、市長が別に定めるところにより、修学資金を償還しなければならない。

(償還の猶予)

第10条 市長は、修学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由が継続する期間において修学資金の償還を猶予することができる。

- (1) 養成機関を卒業した日の翌日から起算して2年以内に看護師等の免許を取得した後、直ちに指定医療機関において看護師等の業務に従事したとき。
- (2) 養成機関を卒業後、更に他種の養成機関において修学しているとき。
- (3) 災害、病気その他のやむを得ない事由があると市長が認めたとき。

(償還の免除)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長は、修学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める修学資金の償還の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 看護師等の貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して2年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに指定医療機関で当該免許取得に係る業務に従事した場合において、当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間（第8条第2項の規定により修学資金の貸与が行われなかつた期間を除く。以下同じ。）の2分の3に相当する期間に達したとき。全部
- (2) 前条第1号に該当する場合であつて、指定医療機関の看護師等の業務に従事している間ににおいて、当該公務上死亡したとき。全部
- (3) 前条第1号に該当する場合であつて、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に満たない間、連続して指定医療機関の看護師等の業務に従事したとき。一部

(学業成績表等の提出)

第12条 修学生は、毎年、学業成績表及び健康診断書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（仙北市医師等修学資金貸与条例の廃止）

2 仙北市医師等修学資金貸与条例（平成28年仙北市条例第5号）は、令和7年3月31日をもって廃止する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の仙北市看護師等修学資金貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに貸与を決定する修学資金から適用し、施行日前にこの条例による改正前の仙北市医師等修学資金貸与条例（以下「旧条例」という。）の規定により貸与を決定した修学資金については、なお従前の例による。